

令和8年9月3日

保護者のみなさんへ

京都市立美術工芸高等学校

校長 大窪 英行

台風等による気象警報や地震に対する非常措置についてのお知らせ（9月改定版）

本校においては、台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」または「暴風警報」が発表された場合および京都市域において震度5弱以上の地震が発生した場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。（※「特別警報」、「危険警報」は「レベル5特別警報」、「レベル4危険警報」のようにレベルを付記して発表される場合があります。）

記

1 特別警報（レベル5）について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・深夜0時までに解除になった場合 5校時（13時30分）から始業
 - ・深夜0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休校

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
 - (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時50分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時30分）から始業
 - ・午前11時現在、警報発表中の場合 臨時休校
- ※ 解除後においても公共交通機関が運行見合わせの場合は、運行が再開次第登校

3 氾濫、大雨、土砂災害に係る警報(レベル3)または危険警報(レベル4)が発表された場合について

京都市教育委員会の基準により、基本的には通常授業としますが、居住地域の状況で各自判断し、決して無理をせず、安全を確認してから登校させてください。鴨川の水位が上昇し本校が危険な状況になれば、その時点で「臨時休業」の判断をします。その場合は、本校ホームページおよび保護者連絡ツールでお知らせいたしますので、ご確認ください。

4 避難指示が発令された場合について

本校所在地に「避難指示」が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を行います。

5 震度5弱以上の地震が発生した場合について

(1) 京都市で震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休校とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休校に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休校にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休校としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページおよび保護者連絡ツールにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休校とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

6 在校中に臨時休校となる警報等の発表や震度5弱以上の地震が発生した場合について

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などを十分に配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。特別警報発表時や震度5弱以上の地震発生時は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

7 その他

(1) 休業期間中の教育活動（補習や部活動等）も同様の対応とします。

(2) 京都市以外の地域に居住の場合は、その居住地の状況を本校の臨時休校基準に照らして判断し、自宅待機等の対応をしてください。居住地で解除された場合、本校が臨時休校となっていなければ、可能な限り速やかに登校させてください。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

<京都市立美術工芸高等学校ホームページ>

<https://cms.edu.city.kyoto.jp/300407/weblog>

